

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年4月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-1	吉永 隆	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した ものについて適用する。	北九州交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和4年5月20日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年5月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定（変更）認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-2	大和タクシー株式会社	○公共的割引（高齢者割引）の廃止 ・高齢者割引は、公的書類（免許証・健康保険証等）により年齢（60歳以上）を確認し、会員証を発行し乗車時に会員証を提示した場合に適用する。	北松浦郡、佐世保市	
4-3	株式会社野方タクシー	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示したもののについて適用する。	曾於交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和4年6月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年6月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-4	中尾 義則	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和4年10月3日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年10月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-5	株式会社ヤマダ	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	長崎県対馬市	

公 示

九州運輸局長
令和4年10月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年10月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-6	吉積 隆	○遠距離割引の廃止 ・普通車：9,000円を超える部分につき1割引	福岡交通圏	
4-7	福岡エムケイ株式会社	○認可に付された期限の更新（1年間） ・遠距離割引：特定大型車 5,000円を超える部分につき5割引 ○迎車回送料金の設定 ・1車両1回ごとに200円	福岡交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和4年10月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年11月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-8~10	玉名タクシー有限会社 ほか2者	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の廃止 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	玉名市・玉名郡	
4-11	福岡エムケイ株式会社	○認可に付された期限の更新（1年間） ・遠距離割引：特定大型車 5,000円を超える部分につき5割引	福岡交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和4年11月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年11月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-12	藤元 一洋	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和4年11月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年11月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定（変更）認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-13~35	株式会社西部交通 ほか22者	○イベント定額運賃の設定（変更） ・芦屋競艇場にて開催される競艇開催日及び場外舟券販売日並びに主催者から要請があった場合の定額運賃額を以下のとおり設定（変更）する。 ・黒崎駅北口～芦屋競艇場 普通車 3,800円 ・折尾駅東口～芦屋競艇場 普通車 2,200円 ・遠賀川駅前～芦屋競艇場 普通車 1,500円	北九州交通圏	法人事業者17者 個人事業者6者

公 示

九州運輸局長
令和4年12月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和4年12月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-36	森田 尚	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-37	双葉交通株式会社	○営業的割引の廃止 ・利用回数割引（20回の乗車で500円の乗車券1枚発行）の廃止	福岡交通圏	
4-38	牛尾 隆信	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和5年1月23日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年2月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-94	小野 泰典	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-95	加茂 圭介	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-96	宮交タクシー株式会社	○公共的割引（高齢者割引）の廃止 ・高齢者割引は、公的書類（年金手帳等）により年齢（65歳以上）を確認し、65歳以上の高齢者である者について適用する。	宮崎交通圏、都城交通圏、小林交通圏、延岡市、日向市、児湯郡、西臼杵郡、日南市、串間市	

公 示

九州運輸局長
令和5年2月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年2月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-103	小早川 弘	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「5,000円を超える部分につき3割引」	福岡交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和5年2月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年3月3日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第15号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定・変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-126	長畑 卓也	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-127	川手 敏孝	○遠距離割引の設定 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-128	永田 稔一	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満70歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	福岡交通圏	
4-129	竹本 祐一郎	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満70歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	福岡交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和5年3月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年3月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定・変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-130	鬼木 良元	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-131	一ノ瀬 孝幸	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-132	深川 裕生	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-133	小島 忠	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	北九州交通圏	
4-134	植木 茂	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	北九州交通圏	

公 示

九州運輸局長
令和5年3月10日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年3月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第19号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-302	松尾 栄治	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満70歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	福岡交通圏	
4-303	榎元 藤男	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	鹿児島市	
4-304	山元 功	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	鹿児島市	

公 示

九州運輸局長
令和5年3月22日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年4月3日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-305	古賀 幸博	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	